

「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」別紙の更新（案）に
寄せられた御意見とそれに対する考え方

食品安全分野の研究に関する御意見

御意見	御意見に対する考え方
<p>麻痺性貝毒が出た際にマウス試験法で犠牲になるマウスの苦しみは尋常なものではありません。苦しみに悶え息絶える動物をこれ以上出さないようにするため、公定法をマウス試験法から機器検出の方法へ変更する必要があります。</p> <p>「安全な農畜水産物の安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究推進計画」別紙においても、最終的な目標を、公定法となっている動物実験の置き換え（replacement）と明示していただきたいです。</p> <p>修正例： 「本研究で得られた成果は、国内の麻痺性貝毒検査体制の運用に活用する。」 →「本研究で得られた成果は、国内の麻痺性貝毒検査体制の運用に活用し、公定法の動物実験代替を実現する。」など</p> <p>そのうえで、その目標へ向けた研究に予算を出し、公定法の置き換えに農水省として尽力していただきたいです。よろしく願いいたします。</p>	<p>御意見を頂きありがとうございます。</p> <p>レギュラトリーサイエンス研究推進計画は、安全な農林畜水産物を安定的に供給していくために必要な研究を推進することを主たる目的としております。</p> <p>研究事業の実行に際しては、動物愛護等の社会的要請にも配慮したいと考えております。</p> <p>なお、頂いたご意見につきましては、麻痺性貝毒検査の公定法を定めている厚生労働省にもお伝えします。</p>

動物衛生分野の研究に関する御意見

御意見	御意見に対する考え方
<p>近年、豚熱が国内に再度蔓延しているほか様々な疾病が発生し、その早期探知が望まれているのに加え、牛では代謝プロファイルテストなどの疾病以外の検査についてもニーズが高まっているところ。</p> <p>これらの検査に際して、血液以外の検体を利用した検査法の開発・実用化も進んではいるが、まだまだ採血の必要性がある検査が多い。</p> <p>現行法では獣医師又は家畜の所有者のみが採血が可能となっているが、畜産に携わる獣医師が減少を続ける中、すぐに採血が行えないことは畜産農家にとって不利益となっている。</p> <p>現状ではワクチン等の投与は家畜の所有者等に要指示薬として認められているほか、ペットでは愛玩動物看護師が採血を行えるようになったように、獣医師・家畜の所有者以外の者が採血をできるように整備することをご検討いただきたく、必要があればそのための研究をレギュラトリーサイエンス研究の枠で行ってほしい。</p>	<p>御意見を頂きありがとうございます。</p> <p>家畜等の飼養管理の向上に資する、簡便かつ精確な検査手法の開発等、今後も必要な研究を進めてまいります。</p>

水産防疫分野の研究に関する御意見

御意見	御意見に対する考え方
<p>水産動物への抗菌剤のところで、抗菌剤になるべく頼らない方向に進むのはいいですが、「ワクチン等代替法の開発」のワクチンでは、結局人工物に頼ることになり、別の作用が起きるリスクもあります。</p> <p>無理な養殖や不自然な飼育方法をやめて、自然環境の中での育成を推進できるような手法を開発してください。</p>	<p>御意見を頂きありがとうございます。</p> <p>水産養殖に用いるワクチンは、対象魚類そのものへの安全性のみならず、人の安全性等も考慮した上で承認しております。</p> <p>なお、水産養殖の持続的発展に必要な研究については別途実施することとしております。</p>